



目次

1.	適用範囲	4
2.	報告経路	4
2.1.	報告経路の分散化	4
2.2.	中心となる報告経路	4
3.	報告経路の自由な選択	4
4.	報告を受ける資格を持つ者	4
5.	報告の形式	4
6.	内部調査の原則	. 5
6.1.	適法性の原則	. 5
6.2.	秘密保持と匿名性	. 5
6.3.	差別的取り扱いの禁止	. 5
6.4.	公正な手続き	7
6.5.	利益相反	7
6.6.	データエコノミー	. 7
6.7.	迅速な説明	. 7
6.8.	政府部局との協力と正当な利益の保護	, 7
6.9.	適切な制裁と是正措置	, 7
6.10	.誤った文化と根本原因の分析	8
7.	責任	8 .
7.1.	現地責任の原則	8
7.2.	グループ全体に関係する事例	8
7.3.	責任を負う部局	. 8
7.4.	召喚の権限	. 8
8.	調査の手続き	, 9
8.1.	当初の点検	, 9
8.2.	即時の是正	, 9
8.3.	情報の転送	, 9
8.4.	報告および内部情報の検討	, 9
	監督官庁の関与	
	調査の開始	
	通信システムへのアクセスの決定	
9.	調査の権限	.10
9.1.	命令に対する独立性と自由	.10
9.2.	証拠の確保(「訴訟ホールド」)	.10
9.3.	面談	.11
9.4.	業務施設へのアクセス	,11
9.5.	文書へのアクセス	,11

内部調査手続き規則	

9.6.	通信へのアクセスと評価	11
9.7.	他部局および外部の者の関与	11
9.8.	個人データの開示	12
10.	調査の結論	12
11.	制裁および是正措置	12
12.	根本原因の分析	12
13.	期限と告発者および関係者への情報提供	12
13.1	. 受領の確認	12
13.2	. 初回現況報告(3ヶ月報告書)	12
13.3	. その後の現況報告	13
13.4	. 告発者に対する最終通知	13
13.5	. 身元情報の開示に関する情報	13
13.6	. 関係者の情報	13
13.7	. 現況報告についての責任	14
13.8	. 修正、削除、異議申し立ての権利および上訴の権利	14
14.	文書	14
14.1	. 文書の要件	14
14.2	. 保存場所	14
14.3	. 保存期間と削除の考え方	14
15.	社内報告	15
15.1	. 現地での事例	15
15.2	. グループ全体に関係する事例	15
16.	データ保護	15
16.1	. 法的義務(GDPR第6条第1段落項目c)	15
16.2	. 正当な利益(GDPR第6条第1段落項目f)	16
17.	地域の法的要件への適応	16
	手続きの定期的な見直し	
添付	1.RACI-マトリックス 課題と管轄	17
添付:	2.損傷カテゴリー (制裁委員会)	18
添付:	3.制裁委員会の手順規則	19





1. 適用範囲

この手続き規則では、人権、法律、行動規範、および社内方針について起こりうる違反の調査と、申し立ておよび内部告発の取り扱いについて定める。

現地の法律で要求されている場合を除き、この規則はグループ全体に適用される。必要な場合には、地域委員会が(企業コンプライアンス部と協議して)別の規則を適用することができる。

この手続き規則は、IT関連の問題、サイバー攻撃、データ漏洩、およびデータ盗難事件についての報告には適用されない。これらの事例については、イントラネット上の別の報告窓口(INAS - インシデント告知・警告サービス)が利用できる。

またこの手続き規則は業務上の災害およびニアミスには適用されず、これらについては別に報告窓口が用意されている。

2. 報告経路

Knorr-Bremseグループ内では、人権、法律および社内方針の違反の報告に加え、法的要件または人権に関連する不適切事象の潜在的リスクについての情報提供および申し立てに、以下の経路を使用できる。

2.1. 報告経路の分散化

グループ会社においては、情報提供および申し立てを以下の経路を介して行えるように、経営陣は必要な措置をとるものとする。

- 責任を負う管理職への報告
- 責任を負う人事部門への報告
- 現地コンプライアンス担当役員または地域コンプライアンス担当役員への報告

2.2. 中心となる報告経路

告発者は、代わりに以下のKnorr-Bremse AGのオフィスに連絡することもできる。

- 企業コンプライアンス部への報告
- たとえば「Speak Up Line」などのオンライン窓口からの匿名による報告
- 外部のオンブズマン/相談者を介した報告

3. 報告経路の自由な選択

告発者は、自らの選択したオフィスを報告先として連絡をとることができる。

4. 報告を受ける資格を持つ者

報告先オフィスは、従業員、フリーランス、インターンなどだけでなく、顧客またはサプライヤーの従業員、および一般からのものを含め、すべてのタイプの情報提供および申し立てを受ける。

5. 報告の形式

報告は非公式に行われる場合がある。可能な限り書面および口頭で受け付ける。





6. 内部調査の原則

内部調査だけでなく、申し立ておよび内報の取り扱いにあたっては、以下の原則に従わなければならない。

6.1. 適法性の原則

すべての調査は、適用される法律に従って行われるものとする。明らかになった違反については直ちに是正しなければならない。

6.2. 秘密保持と匿名性

告発者の身元情報を保護するために、内報は匿名で提出することができる。

内報および申し立てはすべて、秘密情報として取り扱う。調査または申し立ておよび内報の取り扱いに関与する者はすべて、第 三者に対して秘密を保持しなければならない。必要な場合には、適切な秘密保持契約を結ぶものとする。

告発者および関係者の身元情報は、これらの者による(少なくとも文書による)明示的な同意がある場合にのみ開示できる。 上記にかかわらず、告発者の身元情報は以下の場合に開示することができる。

- 検察当局の要請による刑事手続きの場合
- 公的な命令に基づく場合
- 裁判所の決定に基づく場合
- 法的規制に基づく場合
- フォローアップ措置を実施する必要に基づく開示の場合

違反についての不正確な情報を意図的に報告した、または著しくずさんな報告を行った者については、その身元情報は保護されない。

さらに告発者の身元情報は、告発者の明示的な同意がある場合にのみ、他の者に対して開示することができる。この規定は、告発者の身元情報を直接または間接に推定することができる他のすべての情報にも適用される。

開示が許される場合には、調査の目的または関連する手続きがその通知によって妨げられない限り、告発者は開示について事前に通知を受けるものとする。

6.3. 差別的取り扱いの禁止

当該の報告または申し立てに根拠がないことが明らかになった場合でも、誠実に報告または申し立てを行ったことによって罰を受けたり不利な取り扱いを受けない。

差別的取り扱いの禁止は、自社の従業員および外部の者の両方に適用される。

ただし報告または申し立てが、他の者の評判を落とす、他者に刑事訴追を受けさせる、または害を受けさせる目的で、良識に反して、あるいは重大な過失を伴ってなされた場合、もしくはすでに切迫している労働法による正当な措置を回避するために良識に反して行われた場合には、差別の禁止は適用されない。これらの場合には、告発者はその身元情報の保護を受ける権利を有さない。

またこの差別的取り扱いの禁止は、法的訴追からの保護を提供するものではない。





6.4. 公正な手続き

すべての報告および申し立ては、公平かつ客観的に精査しなければならない。有罪または無罪とする事情は、いずれの場合でも手続きの中で立証しなければならない。法的に容認される手段のみ使用することができ、情報源は十分に使い尽くす。

内報または申し立てが確認できない限り、無罪推定の原則が適用される。

現地の法律によってまだ求められていない場合には、データ主体は自らに対して任意の措置がとられる前に聞き取りを受ける 権利を有するものとする。

6.5. 利益相反

たとえば関係者との密接な関係または自身の責任範囲に関連する主張に基づいて手続きの結果について既得権を有する、または有すると見られる者は、フォローアップ措置についての調査または決定に参加できない。

利益相反の可能性については、遅滞なく開示しなければならない。

利益相反のおそれがある場合、その利益相反が調査の目的を阻害する可能性があるときには、当該関係者に手続きの状況を伝えてはならない。

6.6. データエコノミー

調査の間は、情報および申し立ての処理ならびにそれらの法的評価において必要となる当該データのみが収集および処理されるよう留意しなければならない。

6.7. 迅速な説明

情報提供および申し立てについては直ちに明らかにするものとし、違反は遅滞なく是正するものとする。

6.8. 政府部局との協力と正当な利益の保護

Knorr-Bremse AGとその子会社は、以下の権利を留保する。

- 内報または申し立てへの対応において、刑事告発、減免申請、または訴訟など、自身が主導して監督官庁または裁判所を関与させる。
- 情報に関する政府部局からの正当な要求に対応し、正当な利益および抗弁権を保護するために民事訴訟において自身を 弁護する目的で、何らかの事項の調査にあたって政府部局と協力する。

これを行うにあたって、関係する会社は、法的に許される制限の範囲内において、自身の裁量により自身の知る告発者の身元情報に加え、告発者が自身に対して提供した情報の開示を決定することができる。さらに他の者を証人として指名することができ、文書を手渡すことができる。

欧州連合外の監督官庁に対する任意のデータ移転については、事前にグループのデータ保護担当役員に意見を求めなければならない。

また、たとえばEUの市場濫用規制(Market Abuse Regulation)の第17条やマネーロンダリング防止法のセクション43、あるいは対応する外国の規制による任意の開示または報告義務は不変のままである。





6.9. 適切な制裁と是正措置

法律違反は直ちに是正するものとする。

さらに、確認された申し立ておよび指摘について是正し、違反に対して適宜制裁を行うために、適切な措置をとるものとする。

制裁のタイプと範囲は、特に違反の重大性と継続期間、過失の程度、再発のリスク、会社における関係者の役割、および再発に関する個々の事例における状況を考慮の上、会社の正当な裁量により決定する。

Knorr-Bremse AGおよびその子会社は、法的に許されるすべての選択肢を網羅的に行使する権利を留保する。

6.10. 誤った文化と根本原因の分析

情報提供および申し立ては、これを詳細に調べて過ちから学び、既存のリスク評価、プロセス、および管理だけでなく、企業文化を必要に応じて調整する機会としてとらえるべきである。

7. 責任

7.1. 現地責任の原則

情報提供および申し立ては必ず、当該の情報または申し立てを受領した会社、または当該の情報または申し立てが関係する会社が処理しなければならない。

現地コンプライアンス担当役員が疑念の対象となっている場合には、それぞれの経営陣または経営陣により指名された者が処理の責任を負うものとする。

詳細についてはRACIマトリックス(付録1)を参照のこと。

7.2. グループ全体に関係する事例

グループ全体に関係する事例は、Knorr-Bremse AGにおいて責任を負う専門部局の主導により処理される。以下の場合にグループ全体に関係する事例となる。

- 申し立てが取締役会、地域委員会、または経営チームのメンバーに関連するものである場合。
- 申し立てが複数の会社、または複数の国に関係している場合。
- 現地または地域レベルでの違反の結果として、連結財務諸表、証券取引目論見書、またはその他Knorr-Bremse AGが市場、銀行、もしくは投資家に対して示す情報が不正確になる可能性がある場合。
- 以下に関連する主張:
 - ・製品安全または製品の完全性
 - ・たとえば児童労働や強制労働など、現代の奴隷制または人権についての違反
 - 公務員またはビジネスパートナーへの贈賄
 - · 独占禁止違反
 - ・マネーロンダリング
 - ・禁輸措置または制裁措置についての違反
- これらの主張については、グループの売上高を基準に罰金または反則金が計算される場合がある。
- Knorr-Bremse AGまたは子会社は、共同かつ個別に罰金または損害に対する請求について責任を負うことがある。
- これらの主張により、たとえば国際的な報告によって、グループ全体の評判が毀損されることがある。



7.3. 責任を負う部局

グループ全体に関係する事例の場合、情報、申し立て、およびその他の疑わしい事例の処理に加え、任意のフォローアップ措置について以下の専門部局が責任を負う。

事項	責任を負う部署
製品安全および製品の完全性	QM(Truck bzw. Rail)
財務報告、会計、税	F/B
資本市場の操作、インサイダー取引、資本市場における情報、コーポレートガバナンス	L/RGC
独占禁止違反および市場支配力の濫用	L/RM
贈収賄、詐欺、マネーロンダリング	L/CO
禁輸措置および制裁措置	L/CO
現代の奴隷制または人権についての違反	L/CO

規則として、グループ全体に関係する事例については、内部監査(V/A)による調整の後で実際の調査活動が行われる。 詳細については付録1のRACIマトリックスを参照のこと。

ただし状況に応じて、グループの別の役職または弁護士や監査人といった適切なサービス事業者に対応が割り当てられることもある。

7.4. 召喚の権限

以下の場合には、Knorr-Bremse AGにおいて責任を負う専門部局が、取締役会の指示に基づく必要に応じて、現地の事例を現地の経営陣に委ねることもある。

- 主張が現地の経営陣に関連する場合。
- 主張に対して異議がなく、現地で独立した調査が行えることが期待されるか、報復に対する告発者の保護が十分に保証されないことが示唆される場合。
- 会社が当該事項の調査を行うのに十分なリソースを持っていない場合。





8. 調査の手続き

8.1. 当初の点検

内報または申し立てを受領した者または機関は、以下を確認するものとする。

- 情報または申し立てが一見して妥当であるか否か
- 情報または申し立てが一見してグループ全体に関連するものであるかどうか(セクション7.2を参照)
- 一見したところ、その情報がどのカテゴリーに当てはまるか
- 直ちに是正することが可能かどうか

信じがたい情報については、可能であればさらに照会を行って明確にする必要がある。情報または申し立てについては、可能な限りにおいて告発者と協議する必要がある。

8.2. 即時の是正

申し立てについて直ちに是正が行える場合には、内報を受領した当該の者または機関が必要な措置をとる。措置の後、当該事例は終結済みとすることができる。

8.3. 情報の転送

内報または申し立てに蓋然性があり、直ちに是正することが不可能な場合には、セクション7.3に従って、報告先のオフィスが内報または申し立てを権限を有する部局に転送する(報告先のオフィスがいずれにしても権限を有していない場合)。

現地で報告を受けた場合には、報告先のオフィスは付録1のRACIマトリクスに従ってKnorr-Bremse AGにおいて責任を負う専門部局にも通知する。

反対に、現地におけるプロセスに関連するがKnorr-Bremse AGが受領した報告については、責任を負う現地コンプライアンス担当役員に転送される。

8.4. 報告および内部情報の検討

関連する部局は、報告の妥当性について確認して初期評価を実施する。可能な限りにおいて、告発者と報告について協議を行う。各社においてデータ保護に責任を負う部局は、この妥当性の確認に関与しなければならない。

当該部局が、自部局ではなくグループ内の別の組織がその責任を負うとの意見を持っている場合には、当該組織の事例を付託する。この場合、当該組織と協議するものとする。

権限を有する部局は、その後の手続き、および当該情報をどのオフィスに伝達するべきかの決定も行う。詳細については付録1のRACIマトリクスに従う。

さらに当該事項を保険会社(たとえばD&O、賠償責任保険会社、クレジットデフォルト保険会社)に報告する必要があるか、またはマネーロンダリングについての規制に従ってSARが必要かどうかを確認する。



マネーロンダリング防止法における疑わしい行動の報告に当たる場合には、秘密保持についての法的要件に従わなければならない(「情報漏えい」の禁止)。この場合、内部における情報の開示が許容されない場合がある。

監督委員会および監査委員会への情報は、申し立てが取締役会自体に関連するものでない限り、手続きの規則における規定 に従って、取締役会経由で提供されるものとする。

8.5. 監督官庁の関与

現地の法律で別途定められていない限り、権限を有する管理職、または中央で処理する事項の場合には取締役会が、たとえば刑事告発またはクラウン検察官による訴訟によって、監督官庁に報告するべき事項であるかどうかを決定するものとする。

8.6. 調査の開始

以下の場合に調査を開始するものとする。

- 人権、法律、または社内ガイドラインに対する違反が発生した可能性(初期の疑惑)などがあることを示す最終的な事実の 摘示がある。
- 法的に許容される方法において、当該の告発について推定される重大度に応じた合理的な努力により、当該事項の存在の可能性を明確にすることができるという見通しがある。

これ以外の場合、当該事例は終結とするものとする。さらに、違反がもはや継続しておらず、たとえば関係者がすでに会社を離れていたり、刑法による法的制限を理由として是正措置または制裁が不可能である場合には、調査を行わないことができる。 調査を開始しない決定だけでなく、調査を開始する理由についても文書化するものとする

8.7. 通信システムへのアクセスの決定

調査の過程において通信システムにアクセスする場合には、アクセスについての決定にあたって主任コンプライアンス担当役員 および人事部長の同意が必要となり、この両者が企業プライバシー担当役員と協議するものとする。

現地で処理をする事例の場合、この決定は、現地で適用される法的規定およびグループのデータ保護ポリシーに従って、責任を負う管理職によって行われる。

9. 調査の権限

法的に許される範囲内において、権限を有する調査担当の部局または機関は、当該事例の事実を明確にするために必要かつ 妥当とみなされる措置をとるものとする。

9.1. 命令に対する独立性と自由

調査は、十分な専門知識を持ち、公平性を保証できる者のみに委託される。

調査の実施にあたっては、調査を委託された者は職業的に独立しているものとする。事実についての独立した調査および分析を排除したり妨げたりする任意の一般的な、または特定の職業関連指令の対象になっていない者が調査を行う。調査を行う者は、調査の対象および従うべき手順を独自に決定するものとする。

9.2. 証拠の確保(「訴訟ホールド」)

調査に責任を負う機関は、たとえばデータの削除を防止するためにIT部門を関与させるなど、証拠を保全するのに必要な措置を直ちにとるものとする。





9.3. 面談

現地の法律で別途定められていない限り、すべての従業員は勤務時間中の面談に出席し、誠実に完全な情報を提供することが求められる。

申し立てが面談を受ける者に対するものである場合には、面談を受ける者は自身または近親者が訴追されるリスクにつながる 質問への回答を拒否することができる。当該関係者に対しては、面談前にこの権利を通知するものとする。これを行うにあたっ ては、該当する者に対して、所定の状況においてはその者の陳述が調査機関または裁判所のファイルに記録される可能性があ ることを通知するものとする。

面談の記録を作成するものとする。

9.4. 業務施設へのアクセス

調査を委託された者は、Knorr-Bremseグループ内の会社の会社施設すべておよび業務施設にアクセスできるものとする。

9.5. 文書へのアクセス

要求があった場合には、調査を委託された者に対して、既存のすべての文書全部を提示し、必要に応じて説明するとともに要求に基づいて引き渡さなければならない。これは私有の文書および物件には適用されない。

検査および引き渡しの権利は、取締役会の議事録および文書にも適用される。これらの文書については、当該の取締役会メンバーが調査の対象となっていない限りにおいて、取締役会で法務および健全性を担当するメンバーによる事前の同意を取得しなければならない。

文書の押収または移送は文書に(要請の日付、要請の理由を)記録しなければならない。原本は、不正なアクセスおよび改変から保護するものとする。

9.6. 通信へのアクセスと評価

調査にあたっては、以下の場合において、Knorr-Bremseグループに属する会社が提供する装置またはアドレス(もしくはその両方)を介して行われた書簡、電子メール、チャットまたはその他の形式の文通について、アクセスし評価することができる。

- 当該の情報がこの方法により取得できると考えられる理由がある。
- 問題の告発および知識を取得するためのその他任意の可能性という観点から、この措置が妥当であると見られる。

これらの場合、データ保護規制を踏まえて、フォレンジックソフトウェアも使用することができる。

データにアクセスするときには、データエコノミーの原則に従わなければならない。適切なフィルタリングおよび検索条件を使用して、検索結果が調査の目的および関係者についてのものに限定されるようにしなければならない。

文書化にあたっては、対象となるアカウントおよび期間だけでなく、検索条件および検索手順を記述しなければならない。 対象となる現場について責任を負うデータ保護担当役員、または該当する場合にはその代理人が関与しなければならない。

9.7. 他部局および外部の者の関与

状況に応じて、別の部局や、たとえば監査人、弁護士、またはITサービスプロバイダーなど適切な外部の者に調査を行わせることができる。何らかの方法により、他の部局に対して支援が求められる場合がある。秘密保持および注文処理契約を締結するなど、データ保護法の原則に従わなければならない。

従業員の代理人の参加権についても遵守しなければならない。



9.8. 個人データの開示

情報および申し立ての処理および調査の実行において必要かつ妥当である限りにおいて、当該関係者の明示的な同意なく、個人データを他のグループ会社または調査に関与する弁護士、監査人、もしくは同様の者に渡し処理することもできる。データ保護法の要件を考慮しなければならない。

10. 調査の結論

調査は、調査報告書または終結告知により終結する。報告書および覚書は、当該事例の本質的な事実をまとめ、一連の調査および精査の手順の概要とともに、明らかになった結果と法的評価を示す。

報告書を基礎として、権限を有する部局が制裁および任意の是正措置についての決定に向けた提案を準備する。

11. 制裁および是正措置

懲戒処分についての決定および必要な是正措置は、関連する管理職またはKnorr-Bremse AGが調査を行った場合には取締役会によって行われるものとする。

深刻な事例においては、法務および健全性を担当する取締役会メンバーが招集する制裁委員会が決定にあたっての協議を行うものとする。

申し立ての深刻度の評価は、付録2の条件を踏まえて行うものとする。これはガイドラインであり、いかなる場合でもその他の、またはさらに詳細な基準が検討される可能性がある。

詳細については制裁委員会の「手続き規則」(付録3)を参照のこと。

12. 根本原因の分析

調査によって内報または申し立てが確認された場合、違反の根本原因、特にその違反に体系的な原因がないか、コンプライアンスに対するリスクについての従前の評価を調整する必要があるか否かについて、責任を負う部局が精査を行う。

13. 期限と告発者および関係者への情報提供

13.1.受領の確認

告発者は、自身の報告が受領されてから7暦日以内に受領確認を受け取る。

受領確認には、今後のプロセスに加え、データ処理のタイプと範囲についての所要のデータ保護情報および監督官庁または 外部の申し立て窓口への報告手順に関する情報が記載されている。

13.2.初回現況報告(3ヶ月報告書)

告発者は、自身の報告が受領されてから3ヶ月以内に、以下の情報を記載した現況報告を受領する。

- 当該事例が終結したか未終結か。
- 内報または申し立てが確認されたか否か。
- フォローアップ措置がとられた、または予定されているか否か。措置がとられたか予定されている場合には、どのような措置がとられた、または予定されているか(たとえば他の紛争解決機構への付託、懲戒処分、監督官庁の関与、プロセスおよび管理の変更など)。



ただし、報告によって社内での照会または調査が危うくなる、もしくは当該個人の権利に影響が及ぶ可能性がある場合には、情報が開示されない場合がある。さらに、企業秘密または個人情報は開示されない場合がある。

13.3. その後の現況報告

初回現況報告の時点で当該事例が未終結の場合には、告発者は自身による報告が受領されてから6ヶ月以内に再度現況報告を受領する。

手続きが継続する場合には、その後6ヶ月ごとに現況通知が送られる。

13.4. 告発者に対する最終通知

調査が完了し任意のフォローアップ措置について決定された後、告発者は最終通知を受領する。

最終通知の内容は、現況報告についての要件に従う。

13.5. 身元情報の開示に関する情報

告発者の身元情報を法的に許容される方法により開示する限りにおいて、告発者は事前にこの開示について通知を受けるものとする。

当該の開示によって調査または法的手続きが危うくなる可能性がある場合には、この規定は適用されない。

13.6. 関係者の情報

データ主体者には、その者に対する調査手段および特にその者の個人データに対する対象を絞ったアクセスについて通知するものとする。この情報には以下を含むものとする

- データ処理の目的
- 処理される個人データのカテゴリー
- 当該のデータの受領者
- 想定されている保存期間
- データ主体者の法的権利

データ主体者への通知により、法的上の要求の主張、行使、または弁護が妨げられる、もしくは調査の目的が危うくなる可能性がある場合には、この規定は適用されない。この場合、阻害要因が消滅してから2週間以内にデータ主体者に対して通知されるものとする。

カルテル監視当局に対する減免申請やマネーロンダリングの疑いに関する報告の提出など、公的監督機関へのデータの秘密送信を脅かす場合にも情報は提供されない。

政府による調査または法的手続きが保留されている場合、開示については権限を有する監督官庁との間で事前に合意していなければならない。

データ主体者がすでにその情報を保有している場合には、その範囲において情報は不要となる。さらに、妥当性の確認にあたって、すでに会社が利用できる状態になっているデータを権限を有する者が単に点検するだけであり、新たなデータの収集、 データの処理、または第三者への送信を行わない場合には、データ主体者に対する通知は行わない。



13.7. 現況報告についての責任

プロセス全体についての責任を負う部局は、現況報告およびデータ主体者に対する通知に責任を負う。

13.8. 修正、削除、異議申し立ての権利および上訴の権利

データ保護法に基づく修正および削除の権利と、異議申し立ておよび抗告の法的権利は影響を受けない。収集されたデータ の保管および削除は、以下に示す削除の考え方に従って行われる。

14. 文書

14.1. 文書の要件

情報提供および申し立て、調査報告書および調査中に収集された証拠は、恒久的な方法で文書化しアクセスに対して保護するものとする。さらに課された制裁および行われた是正措置についても文書化するものとする。

14.2. 保存場所

グループ全体にとって重要なプロセスは、Integrity Lineツール、またはその後継ソリューションが導入されている場合にはそれにより文書化しなければならない。

14.3. 保存期間と削除の考え方

文書は、調査の間およびその後の期間、以下のように保存するものとする。

調査の結果	保存期間
確認された証拠	24ヶ月
未確認の証拠	6ヶ月

期間は、当該の事例が終結した年の末日後の元日を起点とする。

例(確認された証拠):

事例終結日: 2022年03月01日.

→ 期限開始: 2023年01月01日、00:00

→ 期限終了: 2025年12月31日、24:00

期限が満了したら、文書は直ちに削除しなければならない。

当該事項の対象事項に関連して裁判または公的手続きが保留中であるか、たとえば訴訟の提起などのさらなる法的措置を行うのに文書が必要か否かの精査が行われている場合には、この規定は適用されない。この場合、文書は法的効果により手続きが終結するまで保持しなければならない。その後文書は直ちに削除しなければならない。

削除については記録しなければならない。

たとえば外部の報告における措置の発表や社内での統計のためのものなど、手続きに関する一般的な情報で人物についての言及がないものは、削除する必要はない。



15. 社内報告

社内報告は、関係者個人の権利およびデータ保護(知る必要性の原則)を尊重しつつ、関与した職務者の報告ラインに沿って 行われる。

グループ全体のリスク管理と持続可能性報告の目的においては、以下も適用される。

15.1. 現地での事例

現地のコンプライアンス担当役員は、以下の情報を企業コンプライアンス部(L/CO)に報告する。

- 現地で処理した申し立ておよび告知の件数
- 確認した申し立ておよび告知の件数
- 違反理由についての通知を含む是正措置の種類

個人データは送信しない。

報告の形式は、企業コンプライアンス部(L/CO)が別途定める。

15.2. グループ全体に関係する事例

企業コンプライアンス部は、グループ全体にとって重要な事例とともに、現地での事例を取締役会、コンプライアンス委員会、および監査委員会に報告する。

16. データ保護

告発者、影響を受ける者、および該当する場合にはその他の第三者の個人データは、情報提供および申し立てを受けたとき、および事例のその後の検討および調査において処理される。

16.1. 法的義務(GDPR第6条第1段落項目c)

これらの手続き規則に従ったデータの収集および処理は、法的要件、すなわち以下の規定を実行するためのものである。

- セクション10 HinwSchG
- EU通報者指令2019/1937またはEU加盟国各国の互換法
- ドイツのサプライチェーン法(LkSG)セクション8
- ドイツのマネーロンダリング防止法(GwG)セクション6(5)
- 一般平等立法(AGG)セクション13
- ドイツ商法(HGB)セクション289~289f
- 経営および取締役会の法律遵守に関する一般義務
- 労働法による雇用主の注意義務





16.2. 正当な利益(GDPR第6条第1段落項目f)

これにかかわらず、事業主だけでなく経営陣は、自社の法律違反を防止し、自社およびその組織の防御権を保護して、外部に起因する損害を防止する義務を負う。さらに(内部)告発者の保護は、雇用主の注意義務として重要である。

この目的のためには、必要に応じて法的措置および是正措置をとることができるように、主張について明らかにし証拠を収集 することが必要となる。賠償責任を回避または限定するために、会社およびその経営陣は、たとえば監督機関、法的執行機関、 または保険会社に対して自身の責任を免れるなど必要な措置をとっていることを示せなければならない。

この背景を踏まえ、企業は、自社の事業活動に関連する、または事業活動の機会における法律および規則に対する違反についての知見を得、可能な限りその違反を明確にするための告発制度の利用にあたり、GDPR第6(1)(f)条の意味するところにおいて正当な利益を有する。さらに企業は、たとえば減免申請や法執行当局との協力など、自身の経済的利益と防御権の保護について正当な利益を有している。

告発者、および調査に関与していない、または説明責任を有しない可能性がある関係者の利益は、これらの利益に次ぐものとなる。

内報および申し立ての精査および調査は、たとえば刑事告訴、雇用の終了、または損害についての請求など、関係者にとって重大な結果をもたらすことがある。しかし、これらの不利益はデータ収集の結果ではなく、当該関係者の行動の結果である。法律の枠内で、法律の規定の原理に従って行われた場合には、自身の行為について説明責任を負わないことに正当な利益はない。現行の手続き規則はこれを保証している。

17. 地域の法的要件への適応

これらの手続き規則は、権限を有する地域委員会が企業コンプランス部との協議により、現地の法的規定に応じて修正することができる。

18. 手続きの定期的な見直し

告発者および申し立ての手順の効力および適切性については、必要に応じて年1回見直し調整を行うものとする。

これとは別に、手続きについては、たとえばリスク状況の著しい変化または著しい拡大が想定される場合や、新しい製品、プロジェクト、または新たな事業分野の導入などがあった場合、随時見直しを行うものとする。

この見直しについては企業コンプライアンス部(L/CO)が責任を負う。



役割と責任

タスク	MD/LCO (ローカル)	企業職務 *	L/CO	F/CR	内部監査 V/A	取締役会**
■ 内部告発者と苦情者との最初の連絡および苦情と 通報に対する最初のプレスクリーニング	責任がある ローカルな苦情	情報を持っている	責任がある スピークアッププラッ トフォーム	-	-	_
■ 通報/苦情の評価● 内部利害関係者の情報■ 次のステップと調査計画の提案■ 救済措置と制裁措置の提案■ 根本原因解析と修正のモニタリング	責任がある ローカルな事件	責任がある グループ全体に関 係する事件 **	協議 グループ全体に関係 する事件	-	情報を持っている グループ全体に 関係する事件	情報を持っている グループ全体に 関係する事件
■ 調査の実施と調査報告書	責任がある ローカルな事件	責任がある グループ全体への 影響	協議	-	サポート	情報を持っている
■ 修正と制裁措置についての決定および外部権限への通知 (例えば、リーニエンシーの適用)	責任がある ローカルな事件	協議	協議 グループ全体への影 響	協議 グループ全体へ の影響	協議 グループ全体へ の影響	責任がある グループ全体へ の影響
■ 修正と制裁措置の実施	責任がある 全ての事例	情報を持っている	情報を持っている	情報を持っている	情報を持っている	情報を持っている
■ 報告 (事件の数、事件の種類など)	-	責任がある	情報を持っている	情報を持っている	情報を持っている	情報を持っている
■ 苦情機構の毎年の評価 – サプライチェーン・デュー ディリジェンス法§8(4)	-	協議	責任がある	協議	協議	情報を持っている

添付 2.損傷カテゴリー (制裁委員会)

告発の重大さが次の判断基準を使用して評価されます。

リスク	重大	中程度	軽度
身体および生命への危険または損傷	はい	いいえ	
KBに対する損傷の可能性(過料なし)	> € 1,000,000	> € 500,000	
過料のリスク	> € 500,000	はい	9
処罰されるリスク	拘留の恐れ	拘留なし	の他の事例
公衆	地域の枠を超えた報告書の作成	局地的な報告書の作成	事
最上の経営レベル(経営者、取締役会)の関与	はい	いいえ	
内部のコンプライアンス規準の破綻	システム的、繰り返し	-	



添付 3.制裁委員会の手順規則

注

制裁委員会の手順規則は、2022年2月24日のクノールブレムゼAGの取締役会(VS会議第194号)で議決されていますが、ここでは紙幅の関係で添付されていません。